

個人情報管理規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人信濃教育会（以下「本会」という。）が業務を通じて取得若しくは提供された会員（家族を含む）及び役職員（家族を含む）の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を適切に管理・保護し、また、その情報を利用する場合のルールを定め、個人情報保護法第2条で定める個人情報を保全することを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 個人情報とは、氏名、生年月日、職員番号、所属先名、住所、電話番号、メールアドレス、金融機関口座、学歴、職歴、心身障害、疾病、負傷及び財産状況等、本会の事業を通じて取得若しくは会員等より提供された個人の情報に関する一切をいう。

(情報の利用原則)

第3条 本会が個人情報を利用する場合は、本会が定款に基づき実施している事業運営の範囲に限るものとする。

(情報の管理)

第4条 本会は、本会において取得し蓄積された個人情報について、不正な方法での取得、改ざん、破壊及び紛失、また、目的外の利用及び流出等が発生しないよう厳格に管理を行わなければならない。

(開示、訂正及び利用停止)

第5条 本会が蓄積し管理している個人情報について、当該本人は、次の各号に該当する場合を除き、その開示、訂正及び利用停止を請求することができる。

(1) 開示の場合

- 1 本人または第三者の生命、身体、財産及びその他の権利利益を害するおそれがあるとき
- 2 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3 他の法令に違反することとなるとき

(2) 訂正及び利用停止の場合

業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者への個人情報提供の制限)

第6条 本会は、次に掲げる各号に該当する場合を除き、当該本人の同意なくして個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 本会がその業務の一部を外部に委託しており、その委託業務の遂行に必要な場合もしくは本会が加盟している関連団体及び事業委託団体で、本会の事業目的に合致し、その業務遂行に必要な場合。

(2) 法令等により、本会が情報提供を義務付けられている場合及び行政等よりの要請があった場合で、その提供が個人のプライバシーを侵害しないと認められる場合。

2 前項第1号により本会が第三者に個人情報を提供する場合は、必ず本人に同意を得るものとする

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会において行う。

(附則)

第8条 この規程は、平成23年4月15日より施行する。